

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十一月四日

徳島県人事委員会委員長 森

俊 明

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の自己啓発等休業に関する規則（規則七―七）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第三号ロ中「第二十八条の二第二項」を「第二十八条の六第一項」に、「第二十八条の三第一項」を「第二十八条の七第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。